

水洗化推進支援事業補助金

排水設備工事費用の一部を補助します

■補助金額

- 接続する住宅が一般世帯の場合 **5万円**
* 下記の高齢者世帯住宅以外の住宅に接続する場合があります。
- 接続する住宅が高齢者世帯（高齢者世帯住宅）の場合 **20万円**
* 高齢者世帯住宅とは、排水設備工事の完了検査日において市内に住所を有する65歳以上のかたのみで構成され、現に自ら居住している住宅（集合住宅は除く）です。

（注）排水設備工事に要する経費が補助金の額を下回る場合はその額となります。

■対象となる工事

市内にある居住用の既存住宅において、**供用開始の日から3年以内**に、新規排水設備工事をし、使用を開始した場合で下記の要件を満たすもの。

- （1）市内に本社・本店のある排水設備指定工事業者を利用した工事
- （2）店舗等との併用住宅では、事業所又は店舗等の床面積が建物全体の床面積の2分の1未満の建物の工事

**供用開始とは、下水道の整備が完了し
下水道が使用できるようになることです。**

■対象要件

下記要件を全て満たす場合に、予算の範囲内で補助金を交付します。

- （1）市税等の滞納がないこと
- （2）排水設備工事の完了検査日から6か月以内に申請すること
- （3）市の他の補助制度による経費として計上していないもの



■提出書類

- （1）京丹後市水洗化推進支援事業補助金交付申請書
（申請者、住所、設置場所は排水設備工事完了届と同一としてください。）
- （2）納付等状況調査同意書
（世帯全員の氏名、住所を記入し、押印してください。）